

西鎌倉住宅地自治会会則

S001-1

第1章 総則

第1条 (名 称)

本会は西鎌倉住宅地自治会と称する。

第2条 (事務所の所在)

本会の事務所は、鎌倉市西鎌倉四丁目 15 番 16 号西鎌倉自治会館内に置く。

第3条 (区 域)

本会の区域は鎌倉市西鎌倉一・二・三・四丁目とする。

第4条 (目的及び組織)

本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、環境の整備、集会施設の維持管理を通じて、快適で居住し易い地域社会を目指して共同生活することを目的とする。

2. 前項の目的を遂行するため、本会の組織に別に定める部を置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の資格)

第3条に定める区域内住所を有する個人は、会員となることが出来る。

2. 区域内の法人又は組合等の団体は、賛助会員となることが出来る。

第6条 (入 会)

本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2. 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた有資格の個人の入会を拒んではならない。

第7条 (会 費)

会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。

2. 既に納入した会費は返還しない。

第8条 (退 会)

本会を脱退しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

2. 会員が死亡した時又は第3条の区域内に住所を有しなくなった時は、退会したものとする。

第9条 (資格停止)

会員が本会の会則を著しく逸脱した行為があった時、又は本会の名誉を毀損した時は、総会に諮った上で、その者の資格を停止することが出来る。

第3章 役 員

第10条 (役 員)

本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| (1) 会 長 (代表者)1 名 | (4) 会 計 | 4 名以内 | |
| (2) 副 会 長 | 3 名以内 | (5) 理 事 | 2 0 名以内 |
| (3) 部 長 | 8 名以内 | (6) 監 事 | 3 名 |

第 11 条 (役員を選任)

役員は総会において、会員の中から選任する。

2. 役員は、相互に兼ねることは出来ない。

第 12 条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理又は代行する。
3. 部長は担当部を統括すると共に会長、副会長を補佐する。
4. 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
5. 理事は各部に所属し、部長と共にそれぞれの会務を行う。
6. 監事を除く各役員は、役員会を構成する。
7. 監事は、地方自治法第 260 条 12 に規定する次の職務を行う。
 - ①財産状況を監査すること
 - ②代表者の業務執行を監査すること
 - ③財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること
 - ④前号の報告するため、必要があるときは、総会を召集すること

第 13 条 (役員任期)

役員任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期とする。
3. 役員は辞任又は任期が満了した場合にあっても、後任者が就任する迄の間は、その職務を引続き行なわなければならない。

第 14 条 (相談役)

本会は相談役を置くことが出来る。

2. 相談役は役員会の決定により、年度毎に会長が委嘱する。
3. 相談役は役員会の要請を受けて出席し、諮問された事項、その他意見を述べる事が出来る。

第 15 条 (役員解任)

役員が次の各号の何れかに該当する時は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することが出来る。

- (1)心身の障害により、職務の執行が不可能と認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき

第 4 章 会 議

第 16 条 (会議の種類)

本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

第 17 条 (会議の機能)

総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1)事業報告及び決算の承認
- (2)事業計画及び予算の決定
- (3)会則の改廃
- (4)役員を選任
- (5)その他重要事項

2. 役員会は次の事項を審議処理する。

(1)総会に付議すべき事項 (2)総会で役員に委任した事項 (3)会の運営に必要な事項

第18条 (会議の開催)

通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に召集する。

2. 臨時総会は、次の何れかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)会員の5分の1以上の請求があったとき又は、役員会の請求があったとき

(3)監事が会則第12条7. 項④の規定により招集するとき

第19条 (総会の招集)

総会は、前条第2. 項(3)に規定する場合を除き、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、会員に対し会議の目的及びその内容、日時、場所を明示し、開催日の(5日以上)前までに文書によって通知しなければならない。

第20条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

第21条 (総会の定足数)

総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催出来ない。

第22条 (総会の議決)

総会の議事は、この会則に定めるほか、出席した会員の過半数で決定する。

但し、可否同数の時は議長が決定する。

第23条 (総会における書面表決等)

止むを得ない理由により、総会に出席出来ない会員は、予め通知された議案について書面を以って表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

この場合は、前22条の適用は出席したものとする。

第24条 (総会の議事録)

総会の議事については議事録を作成し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 総会の日時、場所 (2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者について、その旨を付記)

(4) 議事事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録には、議長及び会議で選任された議事録署名者2名以上が署名押印をしなければならない。

第25条 (役員会の開催)

役員会は、会長が必要と認めた時、又は役員3分の1以上から会議の目的事項を明示して、請求のあった時開催する。

第26条 (役員会の招集)

役員会は会長が招集する。

2. 役員会を招集する場合は、役員に対し会議の目的及び内容、並びに日時、場所を明示して、開催日の7日前までに文書で通知しなければならない。

但し、役員全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく、開催することが出来る。

第27条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれに当る。

第28条（役員の設定数）

役員は、役員数の3分の2以上の出席を必要とする。

第29条（役員会の議決）

役員会の議決は、出席した役員数の過半数の同意を以って決し、可否同数の時は議長が決定する。

第30条（役員会における書面表決）

止むを得ない理由の為、役員会に出席出来ない役員は、予め通知された事項につき、書面を以って表決することが出来る。

この場合において前条の規定については、出席したものとみなす。

第31条（役員会の議事録）

役員会の議事録は、第24条の規定を準用する。この場合は、同条中の総会は役員会、会員は役員、書面表決者及び表決委任者は、書面表決者とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

第32条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他収入

第33条（資産等の管理及び処分等）

本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て定める。

2. 本会の資産で第32条(1)の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。
3. 本会の費用は、資産を以って支弁する。

第34条（事業年度）

事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第35条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て決定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後予算が総会で議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間、前年の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

第36条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告書及び収支決算書、貸借対照表、財産目録は会長が毎事業年度終了後、遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければ成らない。

第37条（長期借入金）

本会が資金の借入れを行おうとする場合は、その理由を明かにし、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

第38条（会則の変更）

この会則は総会に置いて総会員の4分の3以上の議決を得、且つ鎌倉市長の同意を得なければならない。

第39条（解散及び残余財産の処分）

本会は次の理由により解散する。

- ①破産 ②鎌倉市長の認可取消 ③総会の決議 ④会員の欠乏
2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会の4分の1以上の同意を得なければならない。
 3. 解散時に有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、本会の類似の団体に寄付する。

第7章 雑則

第40条（実施規則等）

この会則に定めるものの他、この会則の実施に関して必要な規則は、役員会の審議を得た上で、会長が総会の議決を得て別に定める。

[付 則]

1. 平成19年2月4日の臨時総会において、選任された役員は、別紙役員名簿通りとし、その任期は平成19年4月中に開催する通常総会終了迄とする。
2. 平成19年3月末日の決算は、平成18年3月1日よりの13ヶ月とする。
3. この会則は平成19年2月4日より実施する。
4. この会則は平成21年4月19日より実施する。